

第26回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和5年7月31日（月）
9時30分から11時13分
 - 2 場 所・・・まなびピア
 - 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 11名
 - 4 欠席委員・・・河野正信委員、南万雄委員、加藤一男委員
 - 5 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の許可申請について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画について
 - 議案第5号 農用地利用集積等促進計画について
 - 議案第6号 非農地証明願について
 - 議案第7号 農業振興地域整備計画変更について
 - 6 農業委員会事務局 田中局長・蛇原次長・水元・日高・藏富
 - 7 会議の内容
- | 時 間 | 発言者 | 発言内容 |
|------|-----|---|
| 9:30 | 議 長 | <p>皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第26回日南市農業委員会総会を開会いたします。3番河野正信委員と吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南万雄委員、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤一男委員につきましては、欠席届が提出されております。また、8番木佐貫睦子委員につきましては所用のため途中からの出席になるとの連絡が来ております。ただ今の出席農業委員は17名、農地利用最適化推進委員は11名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に14番高橋悟委員、15番谷元英昭委員の両名を指名します。</p> <p>次に、本日の日程について事務局より説明させます。</p> |
| | 事務局 | <p>それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていた</p> |

	事務局	だきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。
	議長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議長	異議がないようですから、原案のとおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第7号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
	事務局	<p>提案理由の説明の前に、議案の修正が4か所ございますので、お願ひいたします。まず、総会資料1ページ、議案第1号 農地法第3条の許可申請、受付番号1番につきまして、本人からの取り下げの申し出がありましたので、削除をお願いします。</p> <p>次に、総会資料2ページ、議案第2号 農地法第4条の許可申請、受付番号1番につきまして、用途が「倉庫・居宅倉庫用地」となっておりますが、「車庫・居宅・倉庫用地」に修正をお願いします。次に、総会資料3ページ、議案第3号 農地法第5条の許可申請、受付番号9番につきまして、本人からの取り下げの申し出がありましたので、削除をお願いします。また、総会資料4ページ、議案第3号 農地法第5条の許可申請受付番号12番につきまして、農地区分が「2」となっておりますが「1」に修正をお願いします。</p> <p>それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。</p> <p>まず、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました1件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は、車庫・居宅・倉庫用地のためとなっております。</p> <p>次に、総会資料3ページ、4ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました11件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番から7番、11番は植林のため、受付番号8番は一般個人住宅駐車場用地のため、受付番号10番は、一般個人住宅用地のため、受付番号12番は、農家用住宅用地のためとなっております。</p> <p>次に、総会資料5ページ、6ページです。議案第4号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業経営基盤強化促進法の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、1件について、審議していただきますよう提案いた</p>

	事務局	<p>します。申請の内容についてですが、所有権移転が1件となっております。</p> <p>次に、総会資料7ページから8ページです。議案第5号、農用地利用集積等促進計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の決定が必要ありますので、2件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権設定が2件となっております。</p> <p>次に、総会資料9ページです。議案第6号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき証明願のありました2件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番、2番は耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものです。</p> <p>次に、総会資料10ページです。議案第7号、農業振興地域整備計画変更について、日南市長から当農業委員会の意見を求められていますので、審議していただきますよう提案いたします。詳細については、全体審議の時に農政課の担当者が説明いたします</p> <p>以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。</p>
	議長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明いたします。飫肥・酒谷地区は会議室1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室2、北郷地区は会議室3、南郷地区は会議室4でお願いいたします。
	議長	なお、令和5年度の農業委員会だよりの編集会議を8月に開催したいと思います。地区別審査の際、各部会で編集委員の選出をお願いいたします。
	議長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は10時10分をめどに終了させ、本会場にお集まりください。
		地区別審査（各会場にて）

10:10	議長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、1件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	谷口 (宏)	はい、9番谷口です。受付番号1番について説明します。7月26日、申請人に電話確認し、申請地を管理している申請人の妹さんと現地調査しました。申請人は県外在住です。申請地は、大堂津一丁目で、大堂津小学校の南側の市道を挟んで真向いです。申請地は申請人の祖母が終戦後から家畜飼料等の小売り、卸業を長年営んでおり、昭和50年頃からは父親が日用雑貨店を営んでいました。現在店舗、住宅、倉庫が建っており、相続をされた際、無断転用であることが判明し今回の申請となりました。周辺は住宅街で影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	会長	ただ今の、担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
10:11	議長	次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、11件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	山口	はい、16番山口です。受付番号1番について説明します。7月25日、譲渡人と譲受人双方に電話確認し、6月29日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人は市内在住で、譲受人は市内で林業を営んでいます。申請地は国道222号線と広域農道が交差する山ノ口橋交差点より、上隈谷方面へふるさと農道を約1.5km走り頂上付近の三差路を右折して約1km進むと、右側に伐採跡地があり、その周辺になります。相続した時は畠でしたが、鳥獣被害等で耕作が困難となり、農地法を知らずに無断で杉を植栽したそうです。譲渡人は、高齢のため今後管理する意思はなく、譲受人に譲渡することにしたそうです。譲受人は、取得後植林し山林として適正管理していくとのことです。周囲は山林化しております。影響を与える農地はありません。始末書も添付されております。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。

	田 端	はい、2番田端です。受付番号2番について説明します。7月26日、譲渡人、譲受人に電話確認し現地調査しました。申請地は大字平野で、桜ヶ丘公民館から山手の方に入り、水源地の七迫池から右手に少し入った所です。周辺地はすべて山林ですが、申請地の特定まで至りませんでした。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番から6番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号3番から6番について譲受人が同じで申請地が隣接していますので一括して説明します。7月26日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、松永地区の苦木が3件と大平が1件です。県道28号線から福谷川沿いに約1、2km入った所です。地目はすべて畑ですが、現況は杉の山林です。譲渡人は数年前に相続しましたが、既に杉が植栽されていました。譲受人は林業を営んでおり地域森林計画に基づき森林管理を行えると思います。周囲には農地は無く問題ないと思いますが、土砂等の流出防止に努めるよう指導しました。排水については地下浸透で処理し、必要に応じて排水路を設けるそうです。また、土地改良区の管轄外です。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号7番、8番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、鵜戸・東郷地区農地利用最適化推進委員の川添です。まず受付番号7番について説明します。申請人は、5月31日の第24回総会の議案第2号農地法第5条の許可申請受付番号4番と同一人物です。7月26日、譲渡人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、鵜戸地区宮浦で、大浦地区の砂防ダムの上方150mの所から山頂方向に隣接しています。周囲は山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。
		次に受付番号8番について説明します。7月24日、譲渡人譲受人双方に電話確認し、7月26日譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、鵜戸地区宮浦で、国道220号線沿いの鵜戸交差点を右折し約200m進み左手の小さな橋を渡った角地です。現在は雑草で覆われていますが、譲受人はこれを整地し表面には砂利を敷く予定です。雨水については、自然浸透処理及び隣接する川に排出することです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。
	議 長	続きまして、受付番号9番は取下げですので、受付番号10番について担当委員より報告願います。

	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号10番については、河野委員の案件ですが、本日欠席ですので私が報告します。7月27日、譲渡人、譲受人に電話確認し、譲渡人と現地調査しました。申請地は北郷町大藤で、内之田地区の内之田公民館の裏手のJR線路を超えた住宅地内です。譲渡人と譲受人は親子関係で、申請地は実家の道を隔てた向かい側で、家庭菜園として使用していましたが、娘さんが実家に帰り家を作りたいとのことで今回の申請となりました。転用後は、境界にブロック塀を設け、生活排水は日南市特定環境下水道に接続します。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号11番について、担当委員より報告願います。
	高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号11番について説明します。7月28日、譲渡人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、北郷町北河内で、平佐地区神社より県道都城北郷線を三股方面へ約150m進んだ県道沿いの右手にあります。平成17年に父親より相続しましたが、昭和60年頃に父親が植林したようです。今回、処分するにあたり不動産を確認したところ転用許可を経ずに植林していたことが判明し申請に至ったようです。周囲はすべて山林化しており影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号12番については、私が報告いたします。
	谷 口 (久)	受付番号12番について説明します。7月25日、譲受人、譲渡人双方から聞き取りし、譲受人は両親と共にマンゴー経営をしており、両親と同居していますが、子供も大きくなり手狭さを感じ農家住宅を建設することです。申請地については、周辺に広がる水田と繋がり1種農地と思われますが、周辺の住宅との接続もあることから、許可条件には該当するものと思われます。また、現在耕作する農地も周辺にあり経営の合理化も図られると思われます。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	谷 口 (久)	私から一つよろしいでしょうか。受付番号2番についてですが、申請地が曖昧であるようでしたが、現在、違法伐採が問題になっています。間違って木を切るということが無いように譲受人が隣接者と境界確認を確実にするよう指導をしていただくようお願いします。
	田 端	はい、指導はしております。申請地は面積も小さく、費用をかけて伐採するほどでもない為、改めて国土調査後の図面を確認す

	田 端	るとのことです。また周辺の山林伐採の際には、情報共有することにしていますとのことです。
	会 長	ここは、国土調査が終わったとのことでよろしいですね。
	田 端	はい、隈谷、桜ヶ丘、西弁分は終わっています。
	会 長	はい、わかりました。
	議 長	その他、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
10:28	議 長	次に、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転について1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号1番について説明します。7月28日、譲渡者、譲受者に電話確認し、現地確認しました。申請地は南郷町上津屋野地区で、国道220号線を串間方面に向かい、右手の桜木橋を渡り左折し約1km進んだ所です。申請地11筆はすべてまとまった所にあり、レモン、極早生みかんが植栽されており、綺麗に管理されていました。譲渡者、譲受者は親子関係で、譲受者は新規就農者です。問題ないと私は思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、担当委員から所有権移転について報告がありました が、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
10:30	議 長	次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画中間管理権設定について2件の審議をお願いします。まず、受付番号1番について私から報告いたします。
	谷 口 (久)	受付番号1番について説明します。7月25日、貸付者に電話確認しました。現在も中間管理機構の県農業振興公社を通して賃借

	谷 口 (久)	権設定しています。この借入期間が終了することに伴って、再度新たに利用権設定するものです。相続人2人との同意があつての中間管理機構との設定です。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について担当委員より報告願います。
	池 田	はい、11番池田です。受付番号2番について説明します。7月26日、貸付者に電話確認し現地確認しました。申請地は、南郷町贊波で、南郷方面より都井岬方面へ向かって贊波川の所を右に入り左手のハウスとハウスの間の水田と、早田池の下の水田です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員から農用地利用集積等促進計画中間管理権設定について報告がありました。質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
10:33	議 長	次に、議案第6号、非農地証明願について、2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、12番歌津です。受付番号1番について説明します。7月25日、代理人の行政書士立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、東郷地区風田で、県道風田星倉線の風田から乙東へ抜ける峠から右側に約150m入った左手になります。周辺は杉が生い茂りとても耕作できるような状態ではありませんでした。非農地証明の該当事項の5番にあたると思います。ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、私が報告いたします。
	谷 口 (久)	受付番号2番について説明します。7月25日に、現地調査しました。申請地は南郷町南町で、南郷川を挟んで日南市立中部病院の対岸の西側宮越地区に位置します。住宅が密集している所ですが、住宅地の裏山の一画で以前は畑として果樹を植栽されていたようです。所有者は市外住民で、願出人に聞き取りをしております。この案件は非農地証明の該当事項の5番にあたると思います。ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

	議長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議長	では、議案第6号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
		全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり承認することに決定しました。
10:37	議長	次に、議案第7号、農業振興地域整備計画変更について、農政課職員より説明してもらいます。
	農政課	はい、農政課の釈迦郡といいます。よろしくお願ひいたします。私の方から農業振興地域整備計画変更について説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。まず、今回、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づきまして農業委員会に意見を求めるものでございます。今回の全体見直しにつきましては令和3年から行っているところです。全体見直しは5年に一度行うのですが、前回平成29年度実施しております。では、農用地利用計画書（案）の1農用地利用計画の面積変動について（1）農用地利用計画の変更（地区別）から説明させていただきます。日南地区、北郷地区、南郷地区と分かれておりますが、除外が3地区で469筆の31.9ha、編入が3地区で41筆の3.6haとなっております。これを件数で言いますと除外が33件、編入が15件の48件です。続きまして（2）農用地区域地目別面積変動でございますが、田の除外が-7.9ha、畑の除外が-18.9ha、編入が3.0ha、樹園地の除外が-5.1ha、編入が0.6ha、合計28.3haが農用地から外れるということになります。（3）スケジュールについてですが、これまで県と事前調整、事前協議を行っておりまして、今回農業委員会の意見を求めます。それぞれ手続きが終了しますと9月中旬に法第11条公告を45日する必要があります。10月末再度法定協議を行いまして法第12条公告を12月上旬に行う予定です。1番から48番までそれぞれ細かな資料も付けておりますが、以前からご覧いただいておりますので省略させていただきます。以上で説明を終わります。
	議長	農政課からの説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	平賀	はい、議長。17番平賀です。
	議長	はい、17番平賀委員。
	平賀	はい、17番平賀です。今回申請者というのは農地の所有者の方もしくは地区の団体の方ですか。それとも市の計画でしょうか。
	議長	農政課、お願いします。

	農政課	今回、基本的に市の計画ではなくて、個人からの申請に基づいて見直しを行っています。
	平賀	はい、わかりました。
	稻山	はい、議長。10番稻山です。
	議長	はい、10番稻山委員。
	稻山	中山間の直接支払いの区域は確認されていますか。 直接支払いをもらっている5年の縛りがあると思うのですが。
	農政課	もちろん、交付金をもらっている農地につきましては除外できないようになっております。編入して対象地域に入れることは出来ます。そういうことはしっかりと確認しております。
	議長	個人の申請を中心で除外をしたということでございます。 他にありませんか。
	平部	はい、議長。南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。
	議長	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部委員。
	平部	資料の案内には今回は、現地調査は不要とありますが、1番から48番までの自分の担当地区に該当する分を確認するということでおろしいでしょうか。
	農政課	はい、該当地につきましては、令和3年度に現地調査をしていただいております。今回時間が経っておりますので、改めて今回の資料を提示し現地調査は不要と記載しております。書面にて編入除外の確認をしていただければ結構です。
	平部	はい、わかりました。
	高橋	はい、議長。14番高橋です。
	議長	はい、14番高橋委員。
	高橋	はい、14番高橋です。農振見直しは5年に1回ということですが、5年前にしておけばよかったという方が今回挙げて来られたと思います。申請から完了するまでに1年以上かかるということですが、見直しの期間中にも申請しておけばよかったというようなことはあると思います。常に編入、除外を受け付けるようには出来ないのかと思います。いろんな事業を受けたいという方もいらっしゃいますので対応してもらうと有難いと思います。

	農政課	農振の全体見直しは5年に1度ですが、個別の見直しはその都度受け付けをしております。ご相談いただければと思います。
	高 橋	それは、除外の要件の農地の広がり 10ha 以下等の条件に合えばいつでもできるということですか。
	農政課	5年に1度まとめて今回、除外編入をしたということですが、4年の間に該当すれば、申請いただいて除外なり編入をしていきます。
	高 橋	除外の適用にならない一番の理由、条件を具体的に教えてください。
	農政課	基本的に広い農用地の中で、一部をそこだけ抜くのが相応しいのかという判断をしたときに、そこは一連の農用地として除外できないということになろうかと思います。
	高 橋	個人的に農業しないから、補助事業は受けないからという理由で除外することは出来ないということですね。
	農政課	基本的に農用地になっている所は農地として確保すべき土地ということでかなり厳しいと思います。
	谷 口 (久)	私からよろしいでしょうか。青地の中で山林化している所が随分あると思います。青地の中で植林されている所はあると思うますが、そういう所は抜けるのでしょうか。
	農政課	今回も1番から48番までありますが、8番は現況で杉が植えてある状況です。これは、県との協議の上除外ということになりました。農用地として役目を果たさないという箇所については除外が可能となってきます。現況と見比べながらしっかりとやっていきたいと思っています。農業委員会との協議になりますが、いずれは非農地証明を提出いただくようなことも手続きの一つとしてあると思っております
	平 部	申請された方には除外後連絡は行くのですか。
	農政課	はい、個別に通知をします。
	議 長	県との協議の中で除外できるか出来ないかを判断するということです。その他質疑はありませんか。
	全委員	ありません。

	全委員	いません。
	議長	それでは、議案第7号について同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第7号は原案どおり同意とし農政課にその旨回答いたします。
10:51	議長	その他に移ります。事務局説明をお願いします。 《報告事項》
11:13		以上で総会の全てを終了します。

第26回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

谷口入之祐

署名委員

高橋博

谷元英昭